


所管部課	総務部文書課	部長	北田和雄		
件名	東大和市行政不服審査会条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	文書課			
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 平成28年4月1日に施行される改正行政不服審査法の規定に基づき、審査請求があった場合に必要となる諮問機関を設置するもの。</p> <p>(2) 条例の主な内容</p> <p>ア 設置機関 東大和市行政不服審査会</p> <p>イ 委員 定数：3名 対象：法律又は行政に関して優れた識見を有する者 任期：3年 なお、特別の事項の審査のため臨時委員制度も導入</p> <p>(3) 委員の報酬 附則において東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部改正を行う。報酬額：日額9,000円</p> <p>(4) 施行日 平成28年4月1日（法施行日と同日）</p> <p>市民への影響 審査請求の審理手続に合議機関が関与することにより、公正性が確保される。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成26年6月 全部改正された行政不服審査法が公布</p> <p>平成27年11月 行政不服審査法の施行日を定める政令が公布（法施行日：平成28年4月1日）</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>法43条の規定により、審査に合議機関が関与する場合は、東大和市行政不服審査会への諮問は不要（行政委員会が審査庁である場合及び情報公開・個人情報保護審査会が審査する場合）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議の審議後、第1回市議会定例会に議案を上程する手続を進める。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。